

申請書にとじないで提出する書類

- 個人申請者、法人の役員、政令2条の2の使用人、専任の宅地建物取引士、相談役、顧問について提出すること。
- 免許申請前3か月以内に発行されたもの。
- 提出部数は各1部。

1. 「身分証明書」(原本1部必要):破産宣告、禁治産、準禁治産、後見の登記の通知を受けていないことの証明に提出。

取り方:各人の本籍地の市区町村役場にて取得。

* たまに、運転免許証などを持って来られる方がおられます。

「身分証明書」と言う名前の書類ですのでお間違えないようお願いいたします。

* 日本在住の外国人の場合、「住民票抄本」[通称・国籍・在留カード番号・備考等が省略されていないもの。社会保障・税番号制度による個人番号(マイナンバー)が記載されたものは使用不可。]を提出。

2. 「登記されていないことの証明書」(原本1部必要):

成年被後見人、被保佐人の登記がされていないことを証明するために提出。

* 証明事項:「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」で申請すること。

* 日本在住の外国人の場合、本名と(通称名)を併記、また、本国名を記入すること。

取り方:

① 広島法務局 民事行政部 戸籍課 の窓口にて直接請求

広島市中区上八丁堀 6-30 (合同庁舎3号館 3階) ☎082-228-5201

請求者:本人、代理人(委任状を持参)、親族(戸籍謄・抄本を持参、※親族でも委任状を持参の方が簡単です。)

申請書提出時に本人確認用の運転免許証、健康保険証、パスポートなどを提示してください。

② 東京法務局 へ郵送で請求

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課 行 ☎03-5213-1360

申請書、返信用の封筒(宛名を書き、切手を貼付したもの)、上記本人確認用書類のコピーを東京法務局へ送ってください。後日、証明書が返送されてきます。会社でまとめて請求する場合は、申請書の返送先に会社の住所を書き、返信用封筒(会社の住所、会社名と請求した方全員を連名で宛名とする)を同封してください。

申請書:

* 広島法務局ホームページにてダウンロード:

前ページ「[広島法務局ホームページ/登記されていないことの証明書の説明](#)」よりリンク。

* 最寄りの法務局、地方法務局で入手可能

* 収入印紙 300 円分を貼付のこと